

葺合警察署

管内の交通情勢

葺合警察署管内の特徴として、鉄道は阪急電車、JR、阪神電車が、また幹線道路は国道2号、市道山手幹線が東西に、県道新神戸停車場線（フラワーロード）が南北に走る、中央区の交通の要所となっています。

通勤や業務、買い物等での移動手段としての自転車利用が多く、交通流の錯綜する幹線道路や駅周辺、商業地区での自転車利用には注意を払う必要があります。

自転車の関係する交通事故は、交差点での出会い頭事故や交差点を横断する自転車と右左折する自動車との事故が多いほか、ビルが林立する幹線道路沿いや商業地区では、普通自転車が通行可能な歩道での歩行者との交通事故が発生しています。

自転車啓発重点地区・路線（葺合警察署管内）

地区 路線	地区又は路線の名称	路線 区間	延長距離 (m)概数
地区	JR三ノ宮駅周辺 (自転車条例適用地区)		
路線	市道山手幹線	布引町3丁目～割塚通1丁目	2,300
路線	県道新神戸停車場線	浜辺通6丁目～布引町3丁目	1,400
路線	市道長田楠日尾線	布引町3丁目～生田町1丁目	800
路線	市道灘浜脇浜線	脇浜海岸通1丁目～脇浜海岸通4丁目	1,540



JR三ノ宮駅周辺

>選定理由

- ・県下有数の繁華街で、自転車、歩行者、車が複雑に輻輳している。
- ・駐輪施設も多数設置されており、通勤や買い物等での自転車利用が多い。
- ・歩道通行する自転車も多い。

>よく見られる自転車利用者の違反形態
信号無視、通行区分違反
歩道で徐行・一時停止をしない

市道山手幹線

>選定理由

- ・東西に走る幹線道路で、自転車の通行量も多い。
- ・歩道通行する自転車も多く見られ、歩道幅員の狭い区間や駅周辺では、歩行者との輻輳が認められる。

>よく見られる自転車利用者の違反形態
信号無視、通行区分違反

県道新神戸停車場線

市道長田楠日尾線

>選定理由

- ・沿線は、ビル、商業施設が林立し、繁華街との往来手段としての自転車利用者が多い。
- ・歩道は普通自転車通行可となっているが、歩行者の通行が多い。

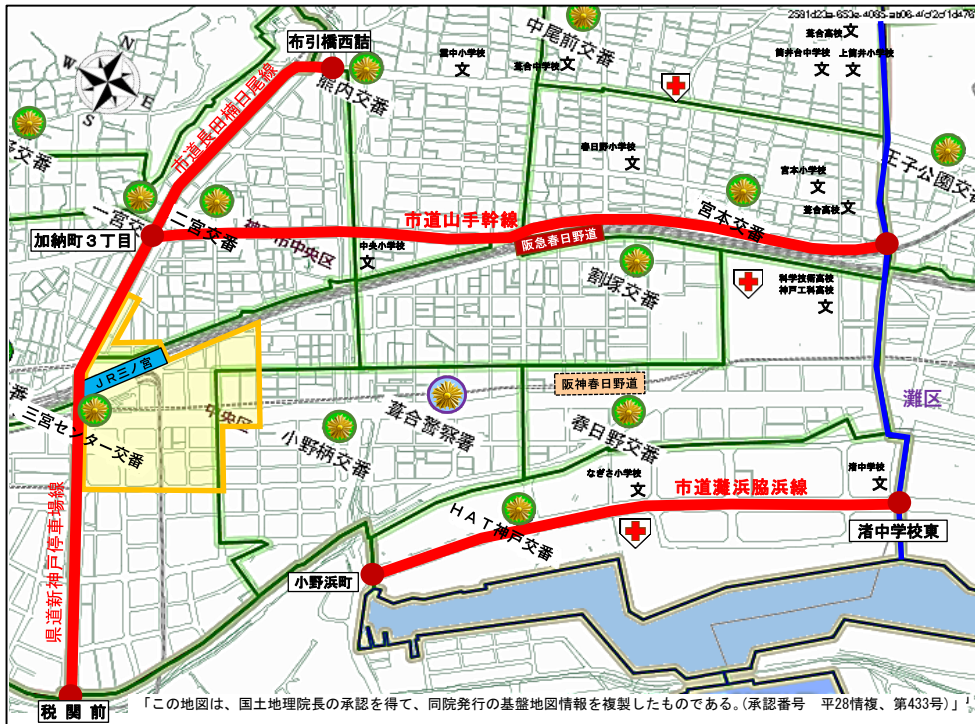
>よく見られる自転車利用者の違反形態
交差点通行時の安全確認不十分

市道灘浜脇浜線

>選定理由

- ・沿線に病院、高齢者が多区居住する集合住宅や小・中学校があり、同路線は通学路にもなっている。
- ・通勤や買い物などの移動手段として、自転車の利用者が多い。

>よく見られる自転車利用者の違反形態
信号無視、通行区分違反



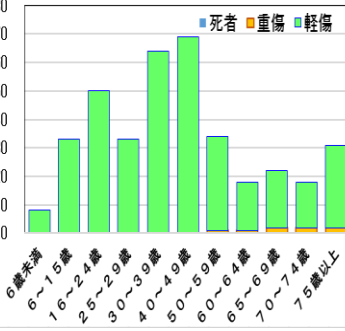
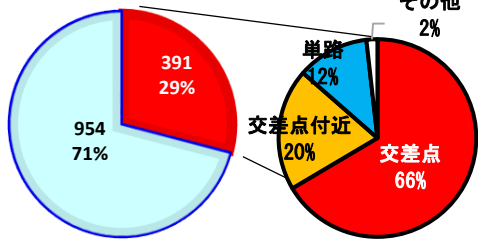
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を複製したものである。(承認番号 平28情複、第433号)」

管内の交通事故発生状況（令和2年～令和6年）

人身事故発生件数

道路形状別

自転車乗車中の死傷者数



■自転車関係事故
□以外の事故

令和2年から令和6年の5年間に、葺合警察署管内で発生した人身事故は1,345件でした。その内、自転車に関係する人身事故の発生は391件と全人身事故に占める割合は約29.0%と高い割合となっています。

また、自転車に関係する人身事故は、交差点と交差点付近で9割近くが発生しています。葺合警察署管内は、住宅街、オフィス街、商業地域何れも交差点が多数ありますので、「交差点での確実な安全確認」を習慣づけてください。

自転車乗車中の死者は令和5年中に1名の方なくなっており、その他にも重傷事故が発生しています。年齢別では30代、40代の順に負傷者が多く、通勤や業務、買い物等で自転車を利用される際にはヘルメットを着用して交通ルールを守り安全な自転車利用を心がけてください。

自転車安全利用五則を守って安全に利用しましょう！！

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
道路標識で認められている場合等は、例外として自転車で歩道を通ることが出来ます。ただし、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければいけません。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
信号に従う義務があります。交差点では、他の車両や歩行者に注意して、安全に進行しなければいけません。
- 3 夜間はライトを点灯**
夜間、ライトを点灯しないと前方の安全確認が十分にできません。車や歩行者からも見えにくく、事故の原因にもなります。
- 4 飲酒運転は禁止**
- 5 ヘルメットを着用**
自転車事故の致命傷は頭部の損傷が大半を占めています。すべての人が、命を守るヘルメットを着用しましょう。

兵庫県警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反については検挙措置を講ずるなど厳正に対処しています